

令和 4 年度の調査審議の進め方について

令和 4 年 4 月 8 日

1 見直し対象法人等¹に係る調査審議

- ・ 目標策定・評価指針の趣旨を踏まえ、「独立行政法人評価制度の運用に関する基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）及び「独立行政法人の業務管理及び内部管理について」（以下「業務・内部管理方針」という。）に基づき、以下のとおり調査審議を行う。
 - ～ 8 月 主務省・法人役員等との意見交換
 - ・ 評価部会において、「基本的考え方」及び「業務・内部管理方針」を踏まえ、法人の使命等に係る認識や業務運営の状況について例年以上に深く聴取し、主務省・法人と問題意識を共有
 - ・ 必要に応じ、法人を取り巻く環境の適切な把握のため、法人を取り巻く関係者との意見交換を実施
 - 9 月～12 月 見込評価及び業務・組織見直しを踏まえた審議
 - ・ 評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点の下、各法人の見込評価及び業務・組織見直しを点検し、積極的かつ幅広く意見を述べるとともに、各法人の次期目標の策定に当たっての留意事項を検討し、委員会において取りまとめ
 - ※ 各法人に係る議論を踏まえ、業務管理及び内部管理の共通的な方向性に係る新たな視点が出てくれば、併せて各法人の個別留意事項に反映
 - ※ 並行して、評価部会を中心に、「基本的考え方」に示した視点に立って、年度評価等の結果について点検
 - 12 月～2 月 次期中（長）期目標案の審議
 - ・ 各法人の次期中（長）期目標案について、各法人個別の留意事項や「業務・内部管理方針」に示した方向性に照らして点検を行い、必要に応じて意見を述べる
 - ・ 併せて、業務管理及び内部管理の共通的な方向性に係る新たな視点の次期中（長）期目標案への反映状況等を踏まえ、「業務・内部管理方針」の改定について検討（→必要に応じて、令和 5 年度最初の委員会で「業務・内部管理方針」を改定）
- ・ このほか、法人の取組事例について、随時、委員会又は評価部会において紹介する場を設ける。

2 独立行政法人制度改正フォローアップ調査（F U 調査）を踏まえた取組

- ・ 「基本的考え方」に示した「目標設定・評価手法の技術的向上」に係る取組として、F U 調査により判明した「A 以上の評定を取得することが困難な事務・事業の評価」「財務データを活用した評価」といった課題について、事務局において調査を行い、令和 4 年度中に委員会又は評価部会に結果又は経過を報告する。その結果を踏まえ、評価部会を中心に検討を進める。

¹ 令和 4 年度末に中（長）期目標期間が終了する独立行政法人及び日本私立学校振興・共済事業団（助成業務）

3 独立行政法人会計基準の改訂等

- ・ 企業会計の動向を踏まえた独立行政法人会計基準の改訂について、その必要性も含め、検討を行うことを予定。
- ・ 「独立行政法人の事業報告に関するガイドライン」を参照して作成された事業報告書が、利用者にとってより有用な情報を提供するものとなるよう、その運用状況等について調査を行う予定。

※ 調査審議の進め方や日程等については、新型コロナウイルス感染症の状況も考慮して対応していくこととする。

令和4年度委員会日程について（現時点の予定）

※ 今後、追加・変更等があり得る。

4月8日（金） 委員会（令和4年度の調査審議の進め方）

（4月下旬～5月中旬 評価部会ユニットによる主務省ヒアリング）

（6月中旬 評価部会ユニットにおける検討）

7月1日（木） 委員会・評価部会

（6月下旬～9月上旬 評価部会ユニットによる法人ヒアリング）

（8月末 見込評価書、業務・組織見直し結果公表（各府省））

（9月下旬 評価部会ユニットにおける検討）

10月17日（月） 委員会・評価部会

12月5日（月） 委員会

【令和4年】

（1月下旬 評価部会）

2月16日（木） 委員会

※会計基準等部会は、別途随時開催